

消費者教育ポータルサイト掲載基準(案)

※「教材」、「取組」、「出前講座」の区分、名称についても今後検討の予定。

＜教材掲載基準＞

- 1) 消費者教育ポータルサイトに掲載する教材等については、以下の基準を満たすこと。
 - (1) 『消費者教育イメージマップ』の4領域のいずれかまたは複数の領域に関連し、消費者教育の多様な担い手にとって利用しやすく、かつ効果的な教育資料であること。
 - (2) 中立公平で普遍的な内容であること。特に、次の各項のいずれにも該当しないものであること。
 - ① 特定の営利企業や商品などの宣伝又は販売を想起させる表現があるもの
 - ② 特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難したりするところがあるもの又はそのおそれがあるもの
 - ③ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ④ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - ⑤ その他、社会的に不適切なもの
 - (3) 正確で信頼できる内容であること。特に、最新の法令等に準じていること。また、法令の改正等の際し速やかに内容を更新できるものが望ましい。
 - (4) 著作物の引用等をしている場合に、出所の明示その他著作権法上必要な措置が講じられていること。
- 2) 掲載後、消費者教育ポータルサイト掲載情報評価等検討会〔仮称〕により、消費者教育ポータルサイトに掲載する教材として不相当であると判断された場合には、直ちに掲載を取りやめる。

＜取組掲載基準＞

- 1) 消費者教育ポータルサイトに掲載する取組（実践事例、その他）に関する情報については、以下の基準を満たすこと。
 - (1) 消費者教育イメージマップの4領域のいずれかまたは複数の領域に関連し、消費者教育の多様な担い手の参考となる先進的かつ独創的な取組であること。
 - (2) 都道府県、市町村、学校、公益法人、NPO、消費者団体、事業者団体、法曹団体等が運営し、公共性が高く、中立公平な立場から実施されていること。
 - (3) 具体的な取組の様子や成果等を提示できること。

- 2) 掲載後、消費者教育ポータルサイト掲載情報評価等検討会〔仮称〕により、消費者教育ポータルサイトに掲載する教材として不相当であると判断された場合には、直ちに掲載を取りやめる。

< 出前講座掲載基準（案） >

- 1) 消費者教育ポータルサイトに掲載する出前講座等に関する情報については、以下の基準を満たすこと。
 - (1) 消費者教育イメージマップの4領域のいずれかまたは複数の領域に関連し、消費者教育の多様な担い手に広く開かれ、利用しやすい出前講座等であること。
 - (2) 都道府県、市町村、公益法人、NPO、消費者団体、事業者団体、法曹団体等が運営し、公共性が高く、中立公平な立場から実施されていること。
 - (3) 当分の間、継続的な実施が見込まれること。
- 2) 掲載後、消費者教育ポータルサイト掲載情報評価等検討会〔仮称〕により、消費者教育ポータルサイトに掲載する教材として不相当であると判断された場合には、直ちに掲載を取りやめる。